

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター（以下「この法人」という。）の役員に対する報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の区分)

第2条 常勤役員の報酬は、本給、調整手当、通勤手当及び期末手当とする。

2 非常勤役員の報酬は、非常勤役員手当とする。

(本給)

第3条 本給は月額とし、別表に定める額を上限として、理事については理事会で、監事については評議員会でそれぞれ決定する。

(調整手当)

第4条 調整手当は月額とし、本給月額に100分の12の割合を乗じて得た額とする。

(本給及び調整手当の日割計算)

第5条 月の途中において新たに就任し、又は退任し、若しくは解任された常勤役員のその月の本給及び調整手当については、それぞれの月額をその月の土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び創立記念日（10月21日）（以下これらの日を「休日」という。）以外の日数で除して得た額に、その月のその者の在任日数（休日の日数を除く。）を乗じて得た額を支給する。ただし、月の途中において常勤役員が死亡したときは、その月の本給及び調整手当の全額を支給する。

2 月の途中において役職を異にする役員に就任した常勤役員のその月の本給及び調整手当については、異なる役職ごとの本給及び調整手当の月額を、その月の休日以外の日数で除して得た額に、その月の異なる役職ごとの在任日数（休日の日数を除く。）を乗じて得たそれぞれ額の合計額を支給する。

3 前2項の規定による計算の結果生じた1円未満の端数は、これを1円に切り上げるものとする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当の支給要件、支給額、支給方法その他通勤手当の支給に関し必要な事項については、職員通勤手当細則の規定を準用する。

(期末手当)

第7条 期末手当は、次項に定める基準日にそれぞれ在任する常勤役員に対して、それぞれ6月15日及び12月5日（これらの日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）に支給する。これらの基準日の属する月に退任し、若しくは定款第42条第1項第2号に該当して解任（第5項において単に「解任」という。）され、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

- 2 期末手当の基準日は、6月期については同年5月末日、12月期については同年11月末日とする。
- 3 6月期に支給する期末手当の支給対象期間は、前年の12月1日から5月末日まで、12月期に支給する期末手当の支給対象期間は、6月1日から11月末日までとする。
- 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、一般職の職員の給与に関する法律第19条の4第2項及び第19条の7第2項第1号ロに定める指定職俸給表の適用を受ける職員に係る期別支給割合（当該期末手当を支給する年度の前年度において適用された期別支給割合とする。）を乗じて得た額とする。
- 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退任し、若しくは解任され、又は死亡した常勤役員にあっては、退任し、若しくは解任され、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき本給及び調整手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、期末手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 支給対象期間の途中において新たに就任した場合又は第1項後段の規定による場合の期末手当の額については、当該支給対象期間におけるその者の在任期間に応じて、第4項の規定による額を月割計算（1月に満たない端数を生じたときは、16日以上を1月と計算する。）した額とする。
- 7 第4項又は前項の規定により計算した結果、期末手当の額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（非常勤役員手当）

第8条 非常勤役員手当は、定款に定める職務の執行に対して、1日につき25,000円を支給する。

（報酬の支給日及び支給方法）

- 第9条** 常勤役員の報酬（通勤手当及び期末手当を除く。）は、毎月20日にその月の月額を支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。
- 2 常勤役員が月の途中で新たに就任し、又は退任し、若しくは解任された場合であって、前項の規定により難いときは、就任し、又は退任し、若しくは解任された日の翌日から30日以内に支給するものとする。
 - 3 非常勤役員の報酬は、当月分を翌月20日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。
 - 4 役員の報酬は、法令に基づき役員の報酬から控除すべき額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。
 - 5 前項の規定にかかわらず、役員から申出があった場合には、本人が指定する銀行の本人名義の口座への振込みの方法により支払うことができる。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定中法人の名称に関する部分及び第7条第1項の改正規定中「寄附行為第20条第1項第1号」を「定款第42条第1項第2号」に改める部分並びに第2条第2項、第8条及び第9条第3項の改正規定並びに次項の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成22年2月1日。以下「移行の登記の日」という。)から施行する。
- 2 移行の登記の日の前日に財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター(以下「旧法人」という。)に在任する常勤役員であって、移行の登記の日以降引き続きこの法人の常勤役員となった者の在任期間は、その者の旧法人の常勤役員としての在任期間を、この法人の常勤役員としての在任期間とみなす。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月27日から施行する。

別表 (第3条関係)

役員の区分	本給月額
理 事 長	1,060,000円
専務理事	979,000円
常務理事	903,000円
理 事	849,000円
監 事	653,000円